

## 「共謀罪」を新設する改定組織犯罪処罰法の廃止を求める意見書（案）

6月15日に成立した、「共謀罪」を盛り込んだ組織犯罪処罰法の改定は、思想や内心の自由を侵してはならないと定めている憲法19条に反する違憲立法にほかなりません。今国会の審議の中でも、同法の重大な危険性や政府答弁の矛盾などが、いっそうあらわとなりました。

第一に、人の生命や身体、財産などの公益を侵害する危険性が客観的にはない合意を処罰するのが同法律です。政府は「一般人が処罰の対象になることはあり得ない」と答弁しましたが、条文上も限定はなく、捜査機関が「捜査対象」と目せば「誰もが一般人ではなくなる」という不安が一層深刻になっています。

第二に、犯罪とは無縁の市民の人権やプライバシーを監視する捜査機関の活動に法的根拠を与え、深刻な人権侵害の危険性が浮きぼりとなりました。「環境保護や人権保護が隠れみのなら共謀罪」とする政府答弁は、何よりの証明です。

第三に、国際組織犯罪防止条約（TOC条約）締結に不可欠との政府の説明が、国際社会の説明によって成り立たなくなっています。TOC条約は、マフィアなどの国際的な経済組織犯罪の取締りを目的としたものであり、日本政府を含むG7各国が「テロリズムを本条約の対象にすべきではない」と主張してきた経過があります。TOC条約は、国内法則、すなわち日本国憲法に従って国際組織犯罪対処の措置を求めています。現行法により同条約を締結すべきです。よって、成立した「共謀罪」法はただちに廃止すべきです。

以上、地方自治法、第99条の規定により、意見書を提出します。

平成29年 月 日

茨城県議会議長 藤島正孝

内閣総理大臣

法務大臣

衆議院議長

参議院議長